

令和 8 年 6 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 27 号

令和 8 年度射水市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 28 号

令和 8 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 29 号

令和 8 年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）

以上 3 議案については、別途説明につき説明省略

議案第30号

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の制定について

(説明)

地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく地方拠点強化税制により、本市における企業立地の環境整備を図るための規定を定めた射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成27年条例第49号）が令和8年3月31日で失効したため、新たに条例を制定するもの。

1 規定内容

第1条 趣旨

第2条 課税免除又は不均一課税の適用範囲

第3条 課税免除又は不均一課税の申請等

第4条 課税免除又は不均一課税の決定及び通知

第5条 課税免除又は不均一課税の取消し

第6条 課税免除又は不均一課税の適用除外

第7条 委任

2 施行期日等

条例公布の日から施行し、令和8年4月1日以後に新設され、又は増設される設備に対して課する固定資産税について適用する。

議案第 31 号

射水市市税条例の一部改正について

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)が令和8年3月31日に公布されたこと等に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 個人の市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の範囲の見直し
公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、提出義務者の範囲を見直すもの。
- (2) 固定資産税の免税点の見直し
固定資産税の免税点について、家屋に係る免税点を20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を150万円から180万円にそれぞれ引き上げるもの。
- (3) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用期限の撤廃
セルフメディケーション税制の適用期限を撤廃するもの。
- (4) 個人の市民税の住宅借入金特別税額控除の適用期限の延長
個人の市民税について、住宅借入金特別税額控除の対象となる年度の期限を、令和20年度までから令和25年度までに、居住開始年に関する期限を令和7年までから令和12年までにそれぞれ延長するもの。
- (5) 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例
所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合に、当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して所得割を課する特例を設けるもの。
- (6) 長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の見直し
優良住宅地の造成等のために譲渡した土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内にあるときは、特例措置の対象としないこととするもの。
- (7) その他規定の整備を行うもの(引用条項の改正)。

2 施行期日

- (1) 1(1)、1(3)及び1(4)に係る改正規定 令和9年1月1日
- (2) 1(2)に係る改正規定 令和9年4月1日
- (3) 1(6)及び1(7)に係る改正規定 令和10年1月1日
- (4) 1(5)に係る改正規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

議案第 3 2 号

射水市印鑑条例の一部改正について

(説 明)

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 5 9 号）の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 印鑑登録を申請する際に、特定在留カード又は特定特別永住者証明書の提示により、本人であること及び印鑑登録申請が本人の意思に基づくものであることの確認ができることとするもの。
- (2) 印鑑登録証明書の交付を申請する際に、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を添えて申請した場合は、印鑑登録証の添付を省略することができることとするもの。
- (3) コンビニエンスストア等における多機能端末機を使用した印鑑登録証明書の交付申請手続において、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を使用できることとするもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第33号

射水市国民健康保険税条例の一部改正について

(説明)

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 子ども・子育て支援納付金分保険税率の設定

国民健康保険税の徴収区分に「子ども・子育て支援納付金分」を追加するもの。

所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割	課税限度額
0.30%	1,290円	840円	90円	3万円

- (2) 国民健康保険税課税限度額の見直し

高所得者層に応分の負担を求めるため、課税限度額を次のとおり改正するもの。

区 分	課 税 限 度 額		引上額
	現 行	改正案	
基礎課税額	66万円	67万円	1万円
後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円	据え置き
介護納付金分	17万円	17万円	据え置き
合 計	109万円	110万円	1万円

- (3) 国民健康保険税軽減判定所得の見直し

保険税軽減の対象世帯に係る所得判定基準を次のとおり改正するもの。なお、子ども・子育て支援納付金分についても同一の基準とする。

軽減割合	軽 減 判 定 所 得 の 基 準 額	
	現 行	改正案
7割	基礎控除額 43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	現行どおり
5割	基礎控除額 43万円 + 30.5万円 × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	基礎控除額 43万円 + <u>31万円</u> × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)
2割	基礎控除額 43万円 + 56万円 × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	基礎控除額 43万円 + <u>57万円</u> × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)

※特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療保険の被保険者になった者で、引き続き同一の世帯に属するもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用区分

令和8年度分から適用

議案第34号

射水市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 満3歳以上限定小規模保育事業の基準の追加

ア 満3歳以上限定小規模保育事業者は、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないこととすること。

イ 満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準については、小規模保育事業事業所A型の設備及び職員の基準（満3歳以上の幼児に係る部分に限る。）と同様とすること。

ウ 満3歳以上限定小規模保育事業者については、連携施設に関する経過措置の対象外とすること。

(2) 理学療法士等のみなし保育士化規定の追加

小規模保育事業A型等において、理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができる規定を追加するもの。

(3) 3歳児の職員配置基準に係る経過措置期限の明示

小規模保育事業A型等の職員配置について、当分の間、改正前の職員配置とすることができる経過措置の期限を令和9年度末までとするもの。

(4) 児童対象性暴力等の防止に関する規定の追加

家庭的保育事業者等や乳児等通園支援事業者に、児童対象性暴力の防止と、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置の実施を義務付ける規定を追加するもの。

2 施行期日

(1) 1(1)から1(3)に係る改正規定 条例公布の日の翌日

(2) 1(4)に係る改正規定 令和8年12月25日

議案第 35 号

射水市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 満 3 歳以上限定小規模保育事業の運営に関する基準の追加

ア 満 3 歳以上限定小規模保育事業の利用定員は 6 人以上 19 人以下とし、事業所ごとに利用定員を定めるものとする。

イ 利用の申込みが利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

(2) その他規定の整備を行うもの（引用条項の改正）。

2 施行期日

条例公布の日の翌日

議案第 36 号

射水市企業立地推進条例の一部改正について

(説明)

企業立地の促進を図るため、助成対象事業の範囲を拡大することに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

情報サービス関連産業の分野における助成対象事業の範囲を拡大するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 37 号

市道路線の認定及び廃止について

(説明)

開発行為に基づく道路の帰属に伴い、住民に密着した生活基盤の充実を図るため、9 路線を市道路線として認定しようとするもの（道路法第 8 条第 2 項）。また、開発行為による宅地化のため、市道路線の 1 路線を廃止しようとするもの（道路法第 10 条第 3 項）。

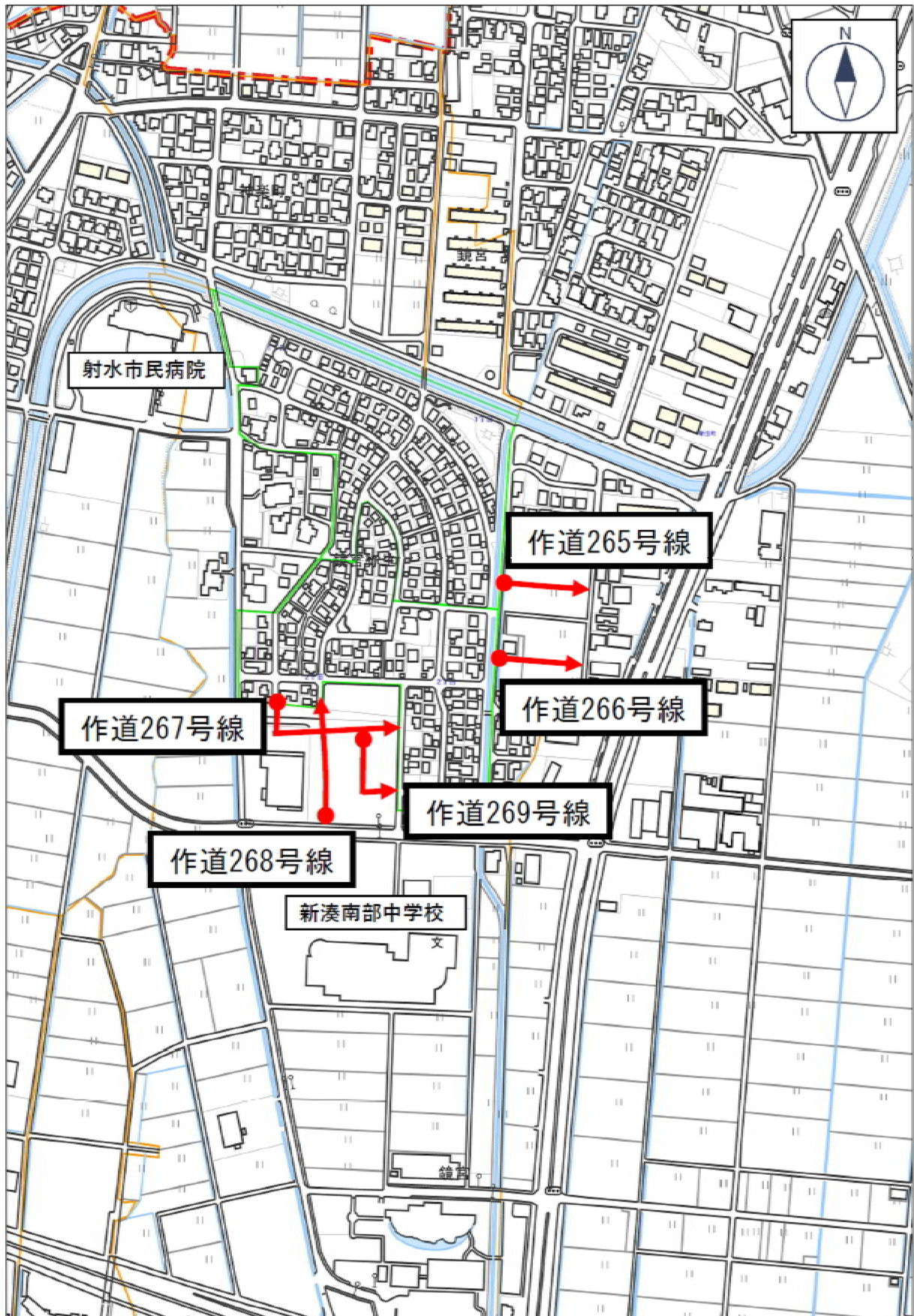
1 認定する路線

認定路線図	認定路線名	起 点	終 点
1	作道 2 6 5 号線	作道	作道
1	作道 2 6 6 号線	作道	作道
1	作道 2 6 7 号線	鏡宮	鏡宮
1	作道 2 6 8 号線	鏡宮	鏡宮
1	作道 2 6 9 号線	鏡宮	鏡宮
2	戸破 2 1 4 2 号線	戸破	戸破
3	二口 2 1 号線	二口	あおぼ台一丁目
4	北高木 1 2 号線	北高木	北高木
5	常磐町 5 号線	小島	小島

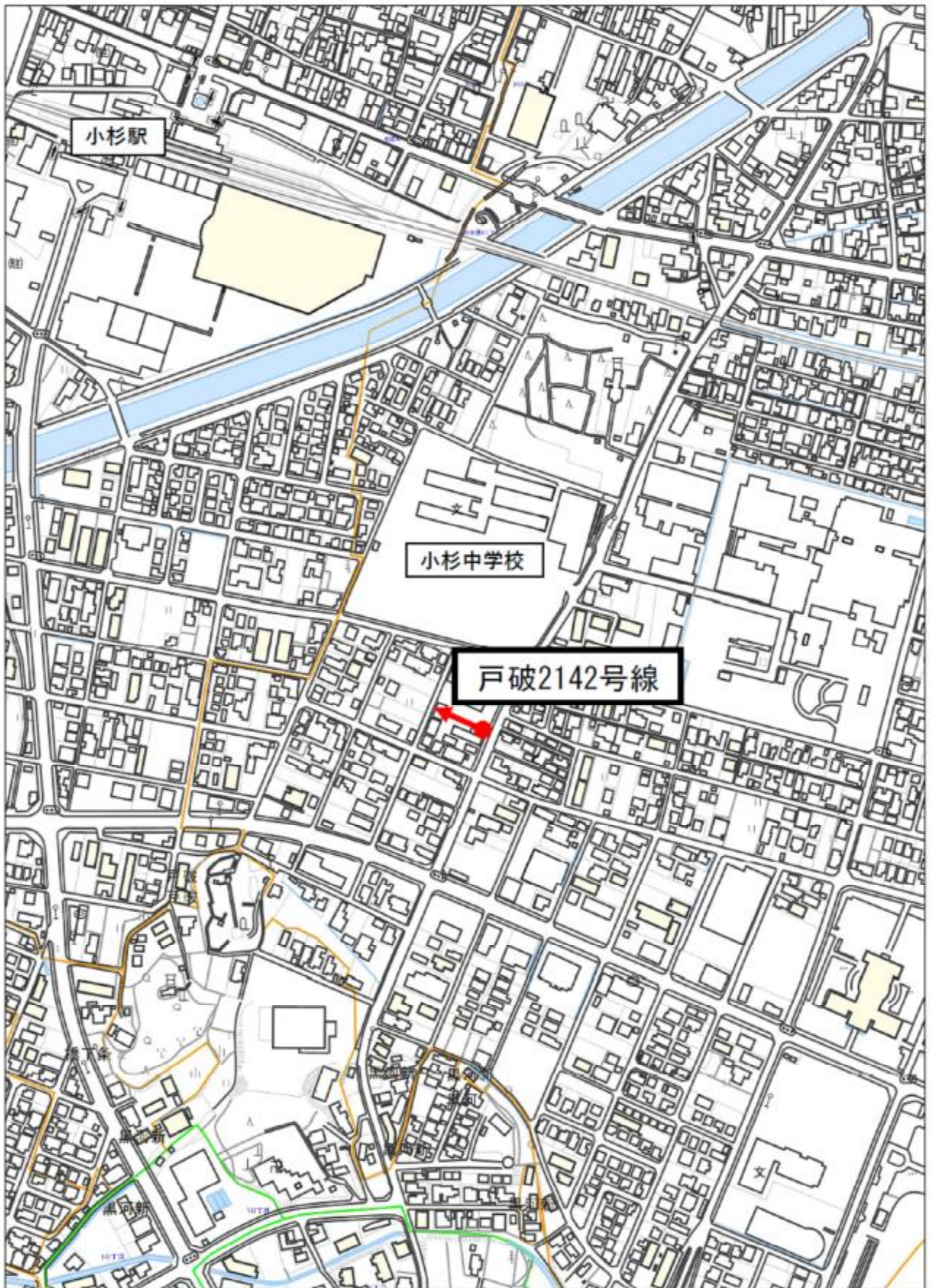
2 廃止する路線

廃止路線図	廃止路線名	起 点	終 点
1	作道 2 5 8 号線	鏡宮	鏡宮

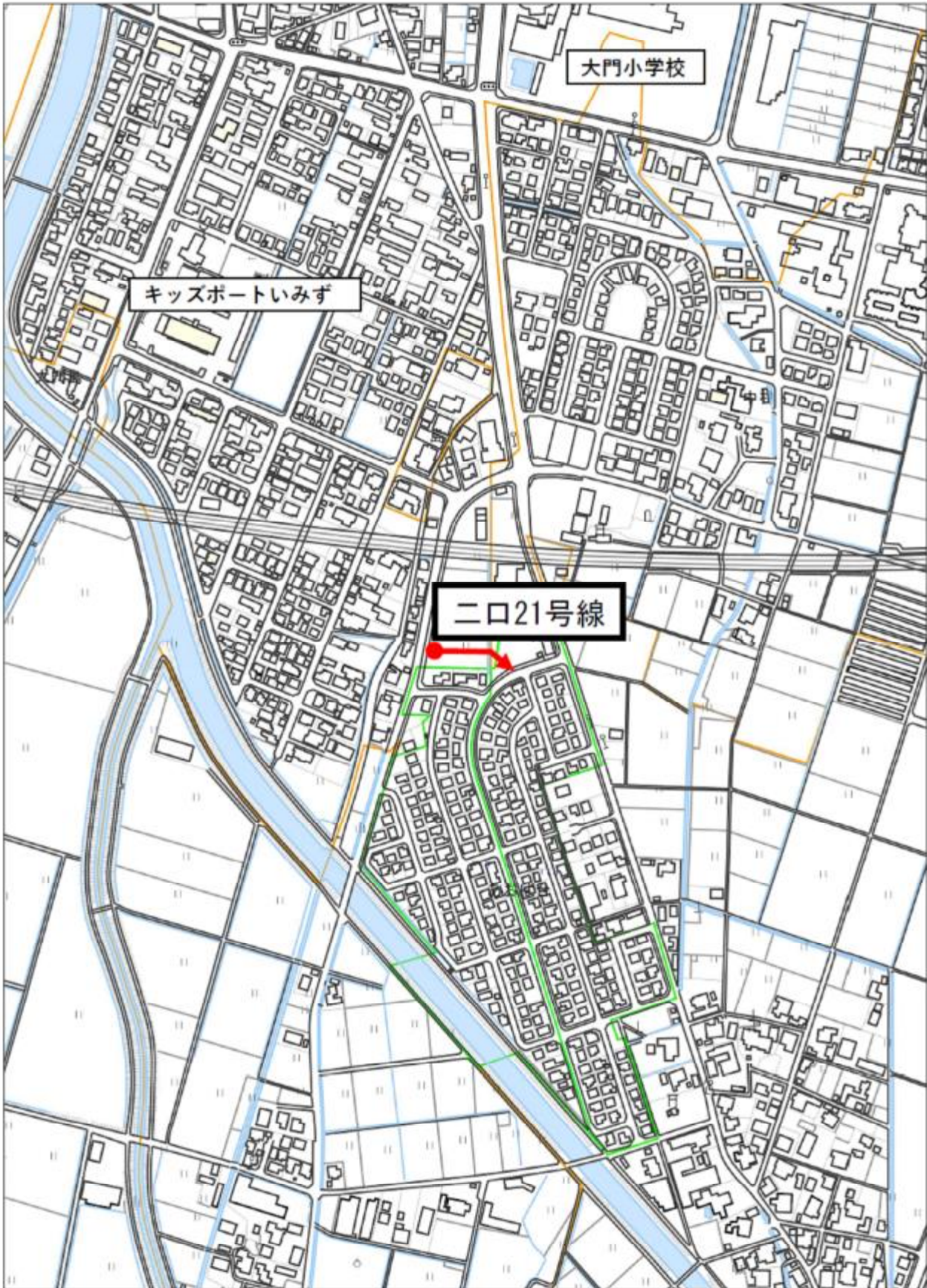
市道認定路線図 1



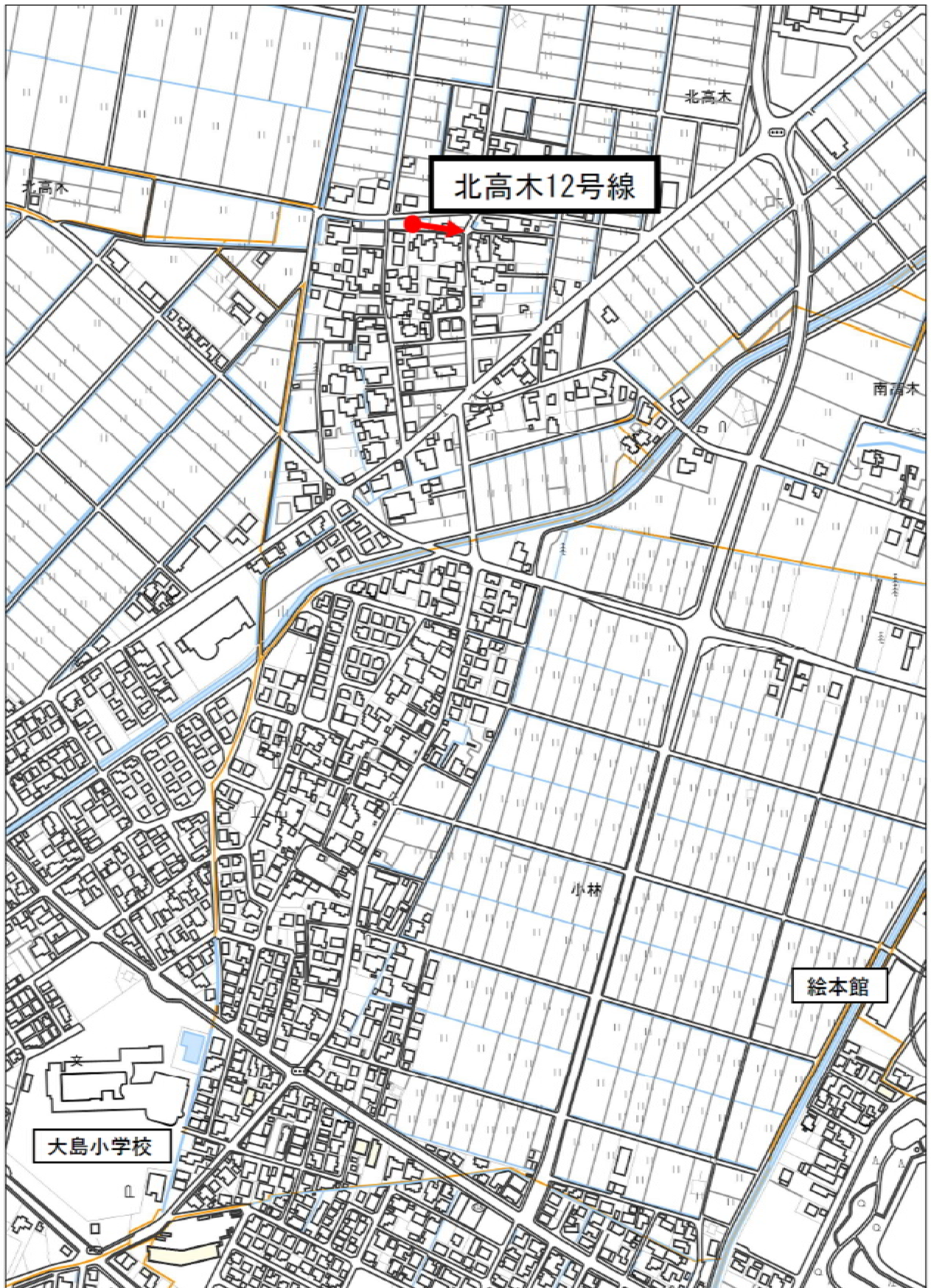
市道認定路線図 2



市道認定路線図 3



市道認定路線図 4



市道認定路線図 5



市道廃止路線図 1



議案第38号

動産の取得について

(説明)

除雪グレーダの購入について、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2の2第2項（別表第4）、同法施行令第167条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条）。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
除雪グレーダ	1台	指名競争入札による契約	35,805,000円 (うち消費税等 3,255,000円)	富山市本郷2413番地1 コマツ富山株式会社 代表取締役 山原 茂樹	令和9年 3月19日

議案第39号

動産の取得について

(説明)

消防ポンプ自動車の購入について、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2の2第2項（別表第4）、同法施行令第167条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条）。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
消防ポンプ自動車	1台	指名競争入札による契約	24,035,000円 (うち消費税等 2,185,000円)	富山市牛島新町4番10号 株式会社モリタ富山営業所 所長 土居 典生	令和9年 3月31日

議案第40号

動産の取得について

(説明)

救助工作車の購入について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2の2第2項(別表第4)、同法施行令第167条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条)。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
救助工作車	1台	指名競争入札 による契約	164,890,000円 (うち消費税等 14,990,000円)	富山市牛島新町4番10号 株式会社モリタ富山営業所 所長 土居 典生	令和9年 3月31日

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

専決処分第 6 号

射水市市税条例の一部改正について

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 軽自動車税の環境性能割の廃止

軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改めるもの。

(2) 軽自動車税のグリーン化特例の延長

電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、現行のグリーン化特例(燃費性能等の優れた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置)の適用期限を2年間延長するもの。

(3) 課税の特例の適用期限の延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得等の課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの。

(4) 固定資産税の減額措置の適用期限の延長・拡充

芸術公演等を行う施設に対し、一定の基準に適合する利便性等向上改修工事(バリアフリー改修工事)を行った場合の固定資産税の減額措置について、対象を特別特定建築物全般に広げ、適用期限を3年間延長するもの。

(5) 令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例

令和8年度分及び令和9年度分の令和6年能登半島地震による被災住宅用地等に係る固定資産税について、特例を受けようとするものがすべき申告等についての規定を新設し、固定資産税の特例措置を引き続き適用できることとするもの。

(6) その他規定の整備を行うもの(字句の改正、引用条項の改正等)。

2 施行期日

令和8年4月1日

報告第 4 号

専決処分の報告について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
3	令和8年3月9日	<ol style="list-style-type: none"> 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 680,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 市道消雪施設破損に伴う車両破損事故 発生日 令和7年11月12日 場 所 射水市戸破地内
4	令和8年3月17日	<ol style="list-style-type: none"> 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 131,274円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪作業による車両破損事故 発生日 令和8年1月22日 場 所 射水市黒河地内
5	令和8年3月18日	<ol style="list-style-type: none"> 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 200,200円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪作業による住宅破損事故 発生日 令和8年1月25日 場 所 射水市庄川本町地内
7	令和8年4月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 69,289円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内1法人 3 事由 看板の転倒による車両破損事故 発生日 令和7年12月26日 場 所 射水市大門地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
8	令和8年4月28日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 47,168円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 除雪作業による車両破損事故 発生日 令和8年1月22日 場 所 射水市黒河地内
9	令和8年5月8日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 465,663円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 除雪作業による車両破損事故 発生日 令和8年1月22日 場 所 射水市黒河地内

報告第 5 号

継続費繰越計算書について（一般会計）

（説明）

継続費繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第145条第1項）。

- ・野手埋立処分所整備事業費

継続費設定可決の日 令和7年 3月19日

- ・新湊放生津小学校整備費

継続費設定可決の日 令和7年 3月19日

継続費変更可決の日 令和8年 3月19日

令和7年度継続費繰越明細書

継続費の総額	野手埋立処分所整備事業費	1,575,357,000 円
	新湊放生津小学校整備費	3,661,825,000 円

事業名	予算額	支出済額及び 支出見込額	翌年度繰越額
野手埋立処分所整備事業費	円 322,117,000	円 0	円 322,117,000
新湊放生津小学校整備費	3,576,946,000	470,795,700	3,106,150,300
合計	3,899,063,000	470,795,700	3,428,267,300

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

（説 明）

繰越明許費繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第 146 条第 2 項）。

事 業 名	翌年度繰越額
	円
コミュニティセンター整備事業費	227,260,900
地域交通対策費	208,830,000
万葉線対策費	11,535,000
防災対策費	12,890,220
戸籍住民基本台帳費	7,348,000
高齢者福祉施設費	47,716,000
高齢者世帯等物価高騰対策事業費	9,281,551
保育園等管理運営費	67,180,250
物価高対応子育て応援手当	19,574,578
セーフティネット支援対策費	462,000
子ども子育て総合支援センター管理費	1,691,800
地球温暖化対策推進費	3,000,000
災害廃棄物処理事業費	21,800,000
被災家屋等解体費	12,000,000
水道事業会計繰出金	98,719,287
土地改良事業推進対策費	37,687,196
農地管理費	8,583,570
新湊漁港建設費	5,066,940
商工業振興費	164,516,000
観光推進費	20,000,000
観光交流センター管理運営費	989,751,000
道路橋梁総務費	4,763,500
市道新設改良費	93,573,000
地方道路交付金事業費	119,366,279
道路橋梁維持費	71,503,178
交通安全施設整備費	13,845,730
道路情報提供施設等管理費	3,641,000
橋梁長寿命化・耐震化対策事業費	83,958,220
除雪対策費	7,501,790
消雪施設維持管理費	11,502,000
河川管理費	55,295,000
都市計画総務費	4,006,000
都市再生整備事業費	44,685,000
公園維持管理費	18,743,452
市営住宅維持管理費	6,481,000
重点密集市街地整備費	149,967,883

宅地液状化防止事業費	86,263,900
防火水槽整備事業費	847,000
通信施設整備事業費	451,341,000
学校給食センター管理費	34,299,000
学校管理費（小）	1,000,000
堀岡小学校整備費	35,904,000
文化財保存費	2,555,000
陶房「匠の里」管理運営費	7,257,000
新湊中央文化会館・小杉文化ホール管理運営費	10,265,000
大門総合会館管理運営費	17,964,400
大島絵本館管理運営費	4,620,000
スポーツ施設維持管理費	13,538,000
学校体育施設開放事業費	1,985,000
パークゴルフ場維持管理費	1,604,000
海竜スポーツランド維持管理費	869,000
フットボールセンター管理運営費	1,221,000
土木災害復旧費	211,141,181
合 計	3,546,401,805

報告第 7 号

事故繰越し繰越計算書について（一般会計）

（説 明）

事故繰越し繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第 150 条第 3 項）。

事 業 名	翌年度繰越額
	円
建築指導費（繰越明許）	1,200,000
消火栓整備事業費	3,225,000
土木災害復旧費（繰越明許）	80,229,850
合 計	84,654,850

報告第 8 号

事故繰越し繰越計算書について（下水道事業会計）

（説明）

事故繰越し繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第 26 条第 3 項）。

事業名	翌年度繰越額
雨水整備事業	円 406,770,100
災害復旧事業	447,630,700
合計	854,400,800

報告第 9 号

建設改良費繰越計算書について（水道事業会計）

（説明）

建設改良費繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第26条第3項）。

事業名	翌年度繰越額
	円
施設整備事業	274,579,000
配水管等整備事業	283,730,000
合計	558,309,000

報告第10号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

（説明）

建設改良費繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第26条第3項）。

事業名	翌年度繰越額
	円
公共下水道事業	41,657,000
改築事業	258,330,000
雨水整備事業	272,754,000
特定環境保全公共下水道事業	34,725,000
流域下水道建設負担金	20,362,000
災害復旧事業	1,426,067,000
合計	2,053,895,000